

## 会 議 録

|             |   |   |
|-------------|---|---|
| 会 議 名       | 八王子市子ども・子育て支援審議会 第3回給付部会  |   |
| 日 時         | 平成25年 12月19日(木) 午後3時30分 ~ 5時30分                                   |   |
| 場 所         | 八王子市役所 本庁舎 804会議室   |   |
| 出 席 者 氏 名   | 委 員   | 青木訓行部会長、池永文乃委員、内野彰裕委員、小林千里委員、塩澤伸久委員、柘澤章次委員(部会長以下五十音順)                                   |
|             | 説 明 者   |   |
|             | 事 務 局   | 久間毅課長、志萱龍一郎課長、秋元政人主査、小池靖信主査、稲田智範主査、岡野研一主査、三宅智之主査、國井益満主査、小林勝己主査、下谷晴一郎主査、後藤康次主任、村野晋太郎主事 他 |
| 欠 席 者 氏 名   | 鍛冶礼子委員  |   |
| 議 題         | 1 議事<br>(1) 保育施設の設備及び運営に関する基準(最低基準)について<br>(2) 利用者負担について<br>2 その他 |   |
| 公開・非公開の別    | 公開  |   |
| 非 公 開 理 由   |   |   |
| 傍 聴 人 の 数   | なし  |   |
| 配 付 資 料 名   | ○第3回給付部会配付資料<br>保育施設の設備・運営基準<br>利用者負担<br>別冊<br>○利用者負担について         |   |
| 会 議 の 内 容   | 別紙のとおり  |   |
| 会 議 録 署 名 人 | 平成26年2月26日 青木 訓行  |   |

## 開会

【青木部会長】本日は第3回目の給付部会です。次第に沿って進めさせていただきます。

次第1の議事①保育施設の設備及び運営に関する議事について事務局よりご説明をお願いしたいと思います。

### 議事 ①保育施設の設備及び運営に関する基準（最低基準）について

【久間保育対策課長】保育施設の設備及び運営に関する基準、最低基準についてご説明します。保育施設の設備運営基準、いわゆる認可基準ですが、策定する条例が3本あります。

まず一つ目が認可保育所の認可基準で、こちらは中核市の移行に伴うものです。

二つ目が新たな幼保連携型認定こども園の認可基準で、こちらも中核市に移行に伴うものですが、現在国で基準の策定が進められているところです。

そして三つ目が地域型保育事業の認可基準で、こちらについても現在国で審議されており、新たな基準が示され、各市町村が中核市移行に伴わず条例で制定します。

スケジュールですが、国で平成25年の年末に認可基準を子ども子育て会議で決定していくと言っている一方で、職員配置基準等については、平成25年度末までに、公定価格の議論の中で決定していくとされています。一番核となる基準が先送りになっているということですが、平成25年度末までに政省令等が交付されまして、その中で従うべき基準、参酌すべき基準が示されることとなります。

一方市の方ですが、国の議論と並行しながら、平成25年度末までに、給付部会で論点を整理させていただき、平成26年6月末までに、審議会からの答申をいただきたいと考えています。その答申をもとに基準案を固め、市内部で政策決定を諮った上で、第3回市議会定例会に条例案を上程したいと考えています。

配布させていただいた資料の2ページをお開きください。国が保育所の最低基準を定めていきましたが、それが児童福祉法の改正によって都道府県、指定都市、中核市が地域の実情によって条例で定めることとなりました。東京都の条例は24年4月にできています。東京都は国と比較して、2歳児未満の保育室の面積を都の独自基準として乳児室についても、3.3㎡以上と規定しています。このほかに、11時間の開所、2歳児未満の保育所についても乳児室を必置としているところです。その他については大きな差異はありません。

現在、八王子市には、支弁要綱の中で運営費を上乗せすることによって、さらに基準を上げているところで、まず保育室の面積においては0歳児の面積が5㎡以上になるように

誘導しています。また保育士の配置については、1歳児の保育士の配置を5:1に、また、4歳、5歳の保育士の配置を27:1に誘導しているという状況です。一方で子ども子育て関連3法の国会での附帯決議において、3歳児を中心に配置基準を見直すべきとされていますので、今後国の最低基準の見直しも図られる予定となっています。

続いて3ページです。こちらは中核市の移行に伴うもので、各中核市の基準を調べてまとめた表です。まず、条例で国基準を上回っているものとしているのが、久留米市、姫路市、豊橋市、盛岡市、柏市、岡崎市、船橋市、川崎市、川越市、豊田市、岐阜市、郡山市ということで、豊橋市と盛岡市は東京都と同じように3.3㎡にしていながら経過措置は設けています。4ページ見ていただき、船橋市と川崎市が大きく国基準を上回っている条例制度としています。船橋市ですと、乳児室が4.95㎡以上、ほふく室も同様、保育室については3.0㎡ということで、それぞれ大きく上回っています。川崎市につきましては乳児室を5㎡としています。他の紹介した中核市はすべて3.3㎡にしています。

続いて5ページです。こちらは保育士の配置基準で、こちらを条例で格上げしているのが、東大阪市で1歳児について5:1、岡崎市が1歳児について4:1、2歳児が5:1、3歳児が18:1というように定めています。同じく条例で定めているのが、豊中市、大津市、豊田市で、記載のと通りの基準にしています。横須賀市は条例によって基準を大きく引き上げています。金沢市についても条例によって制定しています。今挙げなかった中核市は、ほとんど要綱で誘導しています。

続いて7ページの調理員の配置基準です。条例で定めている市はなく、支弁要綱で誘導しているのが、岡崎市、前橋市、豊中市等です。八王子市についても支弁要綱で定めており、定員59人以下の保育所は2人、定員60～149人の保育所は3人、定員150人以上の保育所は4人と、国基準から1名ずつ増やしています。

続いて看護師配置基準が9ページです。こちらについても条例で定めている市はありません。高知市、豊田市、岐阜市、大分市、郡山市、八王子市について要綱で1名配置を求めているということです。

続いて11ページです。幼保連携型認定こども園の認可基準ということで、子ども子育て会議で議論されており、こちらが12月11日現在の対応方針です。1ページ目の1「学級編成・職員」、この中に職員配置基準というものがありますが、「満3歳以上の子どもの教育課程に係る教育時間を含め、保育所と同様に職員配置基準を設定する」となっていますが、下の※印で、「具体的な職員配置基準については、公定価格の議論において検討する」とな

っています。

続いて 12 ページです。園舎・保育室等の面積について、「園舎の面積については幼稚園基準を満たすこと」とされており、また「各居室の面積は保育所基準を満たすこと」となっています。幼稚園と保育園の高い方の基準を満たすような仕組みです。

1 ページにお戻りください。現行であるのが認可保育所の認可基準だけですので、そこを中心に検討の視点を整理させていただき、8 点ほどお示しします。このほかにもお気づきの点ございましたらぜひご意見をいただければと思います。

一つ目ですが、3 歳児を中心とした職員配置の見直しというのが行われることになっています。これは現時点で議論できることではありません。

二つ目です。幼保連携型認定こども園の基準との関連も深くありますので、今後 公定価格の議論の中での職員配置を見ていく必要があると考えています

三つ目が認証保育所の認可化についてです。認証保育所が八王子市内に 10 園あり、そのうちの 8 園が 20 人以上の定員が確保できるスペースを持っています。そこについては、国のほうでも認可化へ移行するよう進めています。認可化することによって、保育の質を高めて保育をよくしていこうという考え方で、このことは待機児童解消加速化プランの中で明記してあります。現在、移行の可能性がある 8 園中 8 園が平成 27 年 4 月か、それ以降に向けて認可化したいと希望を出しています。ただし、この 8 園は概ねビルの中で保育を実施していますので、大きな面積がとれるとは考えにくく、仮に 0 歳の面積基準を 5 m<sup>2</sup>とした場合に、認可化ができない可能性もでてきます。そういった部分も含めて検討が必要になります。

四つ目が地域型保育事業との関連ということで、小規模保育・家庭的保育等が新しく認可事業になりますが、そことの整合です。地域型保育というのは 3 歳未満児が中心になります。その基準が地域型保育の基準にも影響すると考えておりました、現時点で国が決められている基準は、小規模保育のなかで保育士の数が 1/2 ということもありましたが、そこを除いては、地域型保育のほうが保育所よりも大きい、もしくはイコールとなっていますので、保育所の基準を上げることによって、地域型保育の基準も上げる必要が出てきます。このことに対しても注意が必要です。

五つ目が条例化と支弁との関係です。東京都で定めた条例、国の最低基準に対して、八王子市では支弁要綱により誘導を続けてきました。これを一定程度の条例化により義務化すべきではないかということです。

六つ目です。認可保育所の2歳児以上の面積状況を調べました。2歳児以上について、基準では1.98㎡ですが、2㎡に引き上げようと思っても、4園で在籍児童を減らす必要がでてきます。在籍児童を減らしてでも面積状況を上げたいということであれば、可能は可能です。

七つ目が、認可保育所の4歳以上の職員配置です。現在市が行っている27:1への引き上げをしますと3園で在籍児童を減らす必要があるというような状況です。

最後に八つ目として調理員の配置基準ですが、これについても基準を高めようと考えても、調理場の面積から2人しか入れないということもあり、注意が必要ということです。

現状については以上です。

【青木部会長】何か質問等ありますか。

【柘澤委員】先ほどの認可化のお話で、10園中8園が、認可移行が可能という話でしたが。

【久間保育対策課長】10園中8園が定員20名以上の規模であり、他2園は規模が小さいので、そちらについては今後小規模保育に移行するのかというところです。8園中8園が、出来れば認可を取りたいと思っていますが、認可基準を満たす為には、種々条件がありますので、全ての園が移行できるかどうかは、来年以降、移行可能性調査等を行って判断していきます。

【柘澤委員】現実的に、2園について0才のスペースを5㎡にすることは難しいのですか。

【久間保育対策課長】2園についてはスペースが広くないので、0才を5㎡にしてしまった場合、定員が絞り込まれてしまいます。

【柘澤委員】中核市になるということで、現行の基準から下がることはなく、これから新制度に向けて保育の質を担保する中で、最初にダブルスタンダードありきなのかどうかの形になります。

【久間保育対策課長】条例化をして義務的にするのか、条例は一定程度の大きさにしておいて、支弁加算で誘導していくのかということです。

【柘澤委員】最低基準を策定しなければならない中で、市はどのように考えていますか。

【久間保育対策課長】ここにも書いてある通り、一定程度条例化に踏み切って、義務化すべきだと考えています。しかし、どこまで義務化していくのかというところは、皆様のご意見をいただきながら各園の状況を調べていきたいと思っています。職員配置においても、条例化していくのか、今まで通り支弁要綱で誘導していくのか、となった時に、できれば条例化したいとは思いますが、条例化することによって、小規模になればなるほど職

員配置が難しくなる面もあります。どちらがいいのか、最終的に判断していかなければなりません。

【青木部会長】既存園と新園で置かれる状況も違います。

【久間保育対策課長】条例の作りこみの中で、経過措置的なものがあったとしてもいいのかもしれませんが。

【青木部会長】内野委員、いかがですか。

【内野委員】認可保育所さんにとっては、保育の質を高めようということで今まで取り組んできたところですが、今後認証保育所が同列になるわけですね。そうなった時に、保育園協会さんの立場として、そこだけ質を落とすことを見過ごしてしまうというか、そのままにしてしまうのはどうなのかと思います。国の方針としては、基準の高いほうを取るということです。各市区町村の中で、特に八王子市は相当基準が高く、いい状況を維持しているのは凄いなと思ったのですが、これに合わせるとなると、現実的には、2園は認可を受けられないということなのですね。

【久間保育対策課長】詳細には移行可能性調査を待たないと分かりませんが、2園については基準が5㎡でないにしても、おそらく難しいです。

【柘澤委員】認可への移行は、移行する気持ちがあって移行するのか、移行すると自由裁量が狭められるという理由であえて移行しないのか、そこを精査していかないとなりません。東京都は認可化にむけて努力するとしても、これは事業主体の考え方に大きく左右される部分です。認可に向けて施設型給付を受けるような形で移行するのか、給付を受けてしまうと自由裁量が狭められるので、あえて認証のままでよいというような考えなのか、自由選択はあると思います。ただ、基準を掲げたものの、現実的に保育士が足りないといったような理由で移行できないということもあり得ます。人材確保や保育の質の担保ができたなら移行するという形にするのか、現在はその過渡期です。移行できないから諦めてしまう、というような設定にするというわけにもいかないと思います。目標はここ、と示し、過渡期の部分は保障するような現実的な話をしていくようではないでしょうか。

【青木部会長】中核市が目前に迫っている中で、八王子市とすると一般的な市の配置基準、面積基準よりも少しでも上げたいという意気込みも分かりますが、基準というのは一回上げてしまうと下げるわけにはいきませんので、長期的な視野で見て徐々に上げていくのしか仕方がないのかなと思います。基準を厳しくして、お預かりできる園児が減ってしまうと、待機児童が増えてしまいます。そうすると、少しでも無理して預かってもらえないか

と、そういった話が出てきてしまいます。

【柘澤委員】0歳児ではなく1歳児に受け入れの力点を移行し、0歳児の面積分を一番待機児の多い1歳児に持っていくといった考えはどうでしょうか。

【久間保育対策課長】4月時点での待機児童解消は、その方が進みます。しかし、10月になると4月の段階から200名位待機児童が増え、そのうちの160名位が0歳児です。認証保育所は、これら産休明けのお子さんの受け皿になっている面があります。新しい制度の中では、産休明け育休明けのお子さんの受け入れについても考えていくことになっています。

【青木部会長】0歳児をお預かりすることは市の負担も大きいですね。

【久間保育対策課長】はい。平均すると一人月額30万円ほどの市負担に対して、保育料は1万5千円ほどです。

## 議事 ②利用者負担について

【青木部会長】それでは利用者負担について説明していただき、その後ご意見を伺いたいと思います。

【久間保育対策課長】それでは利用者負担についてご説明させていただきます。14ページと、別冊の国資料を出していただけますでしょうか。1枚開き、上段2ページです。

利用者負担の構造ですが、利用者負担の額は、政令で定める額を限度として市町村が定めるということになっています。国が今議論しているのは、国庫負担金の精算基準であり、市町村が定める利用者負担の限度額をどうしていくかを議論しているところなので、市が徴収する保育料のことを議論しているわけではありません。私たちは私たちで、利用者負担の議論を進めていかなければならない状況にきています。国がどういう形でやるかというのは4ページです。まず教育標準時間認定を受けた子どもの利用者負担、簡単に言うと、幼稚園に行っているお子さんの保育料をどうするかということです。これについて、カッコの中にありますが、現行の利用者負担の水準を基本とするとされています。国は就園奨励費というのを出して、各幼稚園が徴収する保育料に対して、保護者の負担を軽減する為に措置をしていて、結果として幼稚園に通っている方は、所得階層別に平均的にはこれくらいの負担を現在していることが表されています。

5ページです。保育認定を受けた3才以上の子ども、簡単に申しあげれば、3才児の保育園児の利用者負担、保育料です。こちらについても、現行の国の費用基準が左側にありま

すが、大きく変わる点があります。右側に 2 行になっていますが、保育標準時間と保育短時間の 2 つに分かれることになりまして、保育標準時間は 11 時間いられるお子さんです。また、保育短時間は、現在の保育時間である 8 時間いられるお子さんです。考え方としては、保育標準時間を現行の保育制度の利用者負担を基本とする考え方です。一方、保育短時間は、保育標準時間認定を受けた子どもと幼稚園に行く標準時間認定を受けた子どもの負担額の中間の位置に設定してください、となっています。

続いて 6 ページです。こちらが保育園に通う 3 才未満の保育料です。国基準ですが現行の費用徴収が左側を書いてありまして、同じように 3 才未満についても、11 時間の保育と 8 時間の短時間保育に分かれます。保育短時間だけ 3 才以上と書き方が異なっておりまして、保育標準時間認定を受けた子どもの標準的な子ども、今の保育料の負担額の一定割合に設定するとされています。

戻りまして、前の資料の 14 ページをお開きください。もう一度整理しますが、大きく変わるところが、これまで保育所の保育料は、所得階層区分で、所得税を基本に構築していましたが、今後は市民税をもとに階層区分を設定することとなります。教育標準時間、幼稚園の子どもについても現行の利用者負担水準を基本とすると書かれております。同じく 11 時間認定の保育園児についても現行の負担水準を基本とするとされています。一方で 8 時間の認定となった子どもは、一部負担割合を減額して設定する、また保育認定を受けた子どもと幼稚園の教育標準時間認定の子どもとの利用者負担の整合性を考慮するとなっています。また、小規模保育も同じ仕組みとなりますので、同様の整理をしていくとしています。

そうした中で保育料の仕組みとして、15 ページです。先ほど申し上げた利用者負担、国が上限とする徴収額が 30 億に対して、市では 15 億を肩代わりしているために、保護者の負担が 15 億 8000 万になっています。これは平成 6 年の児童福祉審議会から、保育料のあり方について答申を頂いた結果として、保護者負担徴収金の割合を 50%としてきました。これについては、他市の状況を考える中でやむを得ないとされ、これまでそれが引き継がれています。

16 ページを開けていただき、26 市中、保護者負担の割合は上から 8 番目で決して安い設定にしているものではありません。

17 ページです。23 区の負担割合も調べました。割合は 56.3%から 32.5%と、まばらな状況になっており、平均すると 49.1%ということになっています。



18 ページです。中核市についても調べました。一番高いところで 83.6%、一番低いところでも 49.9%ということで、八王子市が現行水準で行きますと下から 2 番目です。しかしあくまで東京と他県都市との違いだと思っていまして、横浜市あたりも 70%程度と話を聞いています。ですから町田市へ流入してくることも多いと聞いています。

19 ページです。一番下の段が、月あたりの子ども一人にかかる費用です。0 才児が 30 万 6000 円、1 才児が 15 万 6000 円、2 才児が 13 万 8000 円と徐々に安くなっていきます。何故そうなるかと言うと、職員配置の問題です。0 歳児は、3 人のお子さんに 1 人の保育士、1、2 歳児は 6 : 1、3 歳児は 20 : 1、4 歳児は 24 : 1 ということで、国の保育単価の平均を見ても 0 歳児は 17 万 7300 円、1、2 歳児は 10 万 1300 円、3 歳児は 4 万 3900 円、4 歳児は 3 万 6000 円になっています。それに加算部分を加えて一番下の数字になっています。

次に 20 ページです。0 歳児が 30 万 6000 円かかっているのに対して、保育料は平均で 1 万 5000 円、1 歳児にも同じように 1 万 6000 円、2 歳児は 1 万 8000 円で、3 歳児からは一端 1 万 4000 円という状況です。

続いて幼稚園についてです。21 ページをご覧ください。黒い棒グラフが保育園、薄いグレーの棒グラフが幼稚園になっています。これで見ますと、幼稚園に通っている親御さんの方が、若干高所得の方が多いように見受けられます。特に中心となるのが、第 13 階層、第 17 階層で、保育所の第 10 階層から第 15 階層とは差が出ている状況です。パーセントで表示していますので、人数とは見え方が違う点をご承知ください。

次に 22 ページです。こちらは市内 31 園の保育料、入園料、施設費、その他経費を表にしたものです。保育料だけを摘まんでご説明しますが、各園の保育料はこちらの表のとおりとなっています。23 ページですが、こちらは実際に保護者の方が負担する実額がどうかというものです。保護者への補助金は 2 種類あります。一つは国の就園奨励費で、もう一つは都と市でやっている保護者負担軽減補助金というものがあり、手厚い補助金になっています。これらの補助を受けた上で実費として払う額が、右側の表です。これを一つの保育料に変えなければならないということで、ここで議論が必要で、ご意見をいただきたいと思っています。

続いて 24 ページです。これは実際に市が使っている保育料の基準表です。これをこのまま使うかどうか議論があると思いますが、これと同様のものを使うとすれば一部変えたい部分がありますので申し上げます。まずは国の基準表、第 5 階層のところは第 4 階層、第 6 階層に比べて幅が狭くなっていて、段階が多く区分されていません。市の基準表で、第 10

階層、第 11 階層の間には、保育料で 3300 円の開きがあります。第 11 階層、第 12 階層も 3300 円の開きがあり、他の階層に比べて大きなものです。ここを均一なものにしたいと思っています。

また、第 8 階層が国基準にありますが、これは 2 年前創設されたもので、できるだけ国の方もお金を取るよう誘導するために作ったものだと考えられますが、これに対し、市の基準額は改正しませんでした。これを機に、市のほうでも階層を新たに作りたと思います。

3 歳以上の市の基準額表ですが、第 19～26 階層に注目すると、100 円きざみで上がっています。これは 26 階層になるように設定していると思えないので、これが必要なのかと考えています。同様に幼稚園の保育料とも整合を取る必要があります、その中で今の幼稚園の補助金の足切りが概ね第 16 階層、第 17 階層あたりなのですが、そこでの整合を図る意味でも、この部分はなくてもいいと考えています。

以上をまとめたのが 25 ページで、このような表になると考えており、この形としていいか、全く違うものにする必要があるのか、議論していただきたいと思っています。

14 ページにお戻りください。そうした上で市の検討しなければならない項目を上げていきます。

まず負担水準です。国は、保育標準時間認定を受けた子どもを保育料の水準にしろと言っています。保育標準時間を受けるであろう子どもを現在の子どもに置き換えると、7 割くらいが保育標準時間になり、残り 3 割が保育短時間になりそうです。標準時間の子どもを水準とすると、3 割の子どもの部分が歳入減になります。一方短時間認定の子どもを水準とすると、標準時間分の料金が上がるので歳入増となります。その中間とする選択肢もありますが、そうすると中間とはいえ、7 割の方の保育料が上がります。また、近隣市との摺合せも必要なのかもしれませんが、各市それぞれの決めを持つことも必要かもしれません。また、現行の 26 所得階層を基本とするのか、全く新しいものとするのかということもありますが、市民の方から見ると、あまり変わらない方がいいのかもしれませんが、幼稚園の子どもの利用者負担水準の考え方も整理していきたいと思っています。

次に現行基準額表の改善で、国の第 5 階層・第 8 階層部分の区分けを増やすこと、3 歳以上の第 20 階層から第 26 階層の 100 円きざみは不要だということは承諾していただきたいということです。

【青木部会長】負担水準関係について皆さんにご意見を伺いたいと思います。

【柘澤委員】保育時間について、現状では概ね9時間から10時間利用している方が多いです。8時間というラインが国で示されている中で、委託費について、8時間を超えた部分については少なくとも11/8にならなければおかしいという論議があります。逆に保育料についても、11/8ということでプラスをするという考え方があり、保育短時間を水準としていくのであればその11/8相当の保育料の値上げは、整合性が取れているとは思いますが。保育の質を担保するために、保育料も相応の負担増があってもおかしくはないと思います。職員を研修にも行かせられないような状況で運営している中、保育の質を上げていくには、職員配置などの基準の裏付けとなる原資がなければいけません。

また、土曜日の開所に関しても、論議があるべきだと思います。国で論議すべき問題だとは思いますが、月曜日から金曜日に限らず、週5日での公定価格、という論議になってくれればいいと思ったのですが。土曜日開所については保護者支援という側面で、就労に限らず受け入れをせざるを得ない現状がありますので。

【内野委員】解釈がどんどん広がってサービス過多になっています。0歳児のお子さん一人お受けするのに、月額30万かかるというお話がありましたが、職員としては働いても所得が得られないということもあり、こういった問題がこれから表面化してきます。

【柘澤委員】利用規制のようなことはできないですが、現場からすると職員のモチベーションに関わります。育休中の方も土曜日は利用していますので。一律の線引きができない中ですが、ある程度制限を設けないとならないとは思いますが。

【内野委員】国の基本指針にも、親の第一義的責任を踏まえつつ、とあるので、そこは見失ってはいけないと思います。これまで幼稚園では、各園が入所に関して選択できたので、柔軟性を持って、園の方針に沿って決められました。しかしそれが統一されてしまうと、教員のモチベーションが下がってしまうと思います。子どもに影響が出てしまう大きな部分です。昔の幼稚園は必ず土曜日がありました。今はやるかやらないか、ということなのですが、月曜日から金曜日までお仕事の関係で預けているのだったら、土曜日日曜日はなるべくご家庭で過ごしていただくといいのではないかと、ということです。

【池永委員】国のように大きなところから、土曜日の過ごし方の意義を伝えていかないと、ならないかと思っています。

【小林委員】保育園にはパートの方で短い時間お預けになっている方もいますし、土曜日出勤で預けている分、平日にお休みがある方もいて様々です。このような状況がありますので、保護者がどのくらいの保育を要しているのか、そういった部分を認識すべきだと思います。

います。また、保育園の保育料に関しては、思っていたより世帯収入が保育料に反映されていないような印象を持ちました。

【梶澤委員】今後、市で保育認定をしていく中で、利用時間は決まってくるのですが、この作業も大変なものになります。

【青木部会長】時間も迫ってきましたが、本日は何か決定を出すべきなのでしょうか。

【久間保育対策課長】最終的には、答申の中で基準や保育料をどのように設定するかの考え方を頂ければと思います。それをもとに事務局案を作り、皆さんにお示しし、政策決定します。

【青木部会長】塩澤委員、いかがですか。

【塩澤委員】働き方のお話が出ましたが、私の職場である流通スーパーマーケットでも働き方は変わりつつあります。以前は、週末の時給アップの曜日を働きたい方が多かったのですが、最近は家庭で過ごすために土曜日曜は休ませてほしいということで、ワークライフバランスを意識している方も少しずつ増えています。保育、託児施設等の入る地域や時間なども考え方が多様化しているのだと実感しています。すべてがwin・winの関係は難しいかと思いますが、仕事をされている主婦の方が少しでも負担にならない育児制度になるようにこれからも有意義な話し合いが出来ればと考えています。

【青木部会長】それでは本日は以上となります。ありがとうございました。